

# 「建築工事等における週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領(案)

滋賀県土木交通部

## 1 目的

建設業全体で週休2日の取組が進む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、週休2日の実施状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

## 2 用語の定義

### 【週休2日】

対象期間の土曜日と日曜日または特定した2曜日（以下「休暇日」という）において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

### 【対象期間】

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までのうち、非対象期間を除いた期間をいう。

### 【非対象期間】

以下の(1)および(2)の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

(1) 以下に該当する期間を含む週単位の期間とする。

- ①準備期間(契約日から30日間もしくは着手日のうち遅い日)、後片付け期間(20日間もしくは完了日のうち早い日)
- ②工場製作のみの期間
- ③工事全体を一時中止している期間
- ④夏季休暇(3日)、年末年始(12月29日から1月3日)

(2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

- ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
- ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

### 【現場閉所】

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

### 【現場閉所率】

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{休暇日において現場閉所を行った日数}}{\text{対象期間の週数} \times 7}$$

## 3 対象工事

原則、一部の建築工事等を除く全工事を対象とする。

#### 4 発注方式

次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で受注者希望方式を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意したうえで実施する。

##### (1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

##### (2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

なお、工事着手後に週休2日に取り組む旨の協議した上での工事は以下の補正対象としない。

#### 5 積算方法等

##### (1) 補正方法

以下の①から③までの週休2日の実施状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を（ア）、（イ）により補正する。

##### ① 4週8休以上

【現場閉所率 28.5%以上（週休2日達成 100%相当）】

1.05

現場閉所率(4週のうち4週が週休2日)  
 $(4 \times 2) / (4 \times 7) = 28.5\%$   
 $100\% = 4 \text{ 週} / 4 \text{ 週}$

##### ② 4週7休以上4週8休未満

【現場閉所率 25%以上 28.5%未満（週休2日達成 75%相当）】

1.03

現場閉所率(4週のうち3週が週休2日、1週は週休1日)  
 $((3 \times 2) + (1 \times 1)) / (4 \times 7) = 25\%$   
 $75\% = 3 \text{ 週} / 4 \text{ 週}$

##### ③ 4週6休以上4週7休未満

【現場閉所率 21.4%以上 25%未満（週休2日達成 50%相当）】

1.01

現場閉所率(4週のうち2週は週休2日、2週は週休1日)  
 $((2 \times 2) + (2 \times 1)) / (4 \times 7) = 21.4\%$   
 $50\% = 2 \text{ 週} / 4 \text{ 週}$

##### (ア) 複合単価の補正

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に（1）①から③までの週休2日の実施状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導員の労務単価についても同様に補正する。

(イ) 市場単価等の補正

市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、5(1)の補正係数を用いて算出した以下の表A-1②、表E-1②および表M-1②の補正率および以下の式により基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。

【新営の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準補正単価}$$

【改修の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修の基準補正単価}$$

表A-1② 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.03	1.03	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.1
防水工事		1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）		1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
石工事		1.02	1.11	1.02	1.1	1.01	1.09
タイル工事		1.03	1.14	1.02	1.13	1.01	1.11
木工事		1.02	1.1	1.01	1.09	1.01	1.08
屋根及びとい		1.02	1.11	1.02	1.1	1.01	1.09
金属工事		1.02	1.11	1.02	1.1	1.01	1.09
左官工事		1.04	1.18	1.03	1.17	1.01	1.15
建具（ガラス）		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.1
建具（シーリング）		1.04	1.19	1.03	1.17	1.01	1.16
塗装工事		1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
内外装工事		1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.12
内外装工事（ビニル系床材）		1.02	1.1	1.01	1.09	1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表E-1② 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.2	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.04	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1	1	1	1	1	1
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.06	1.01	1.05
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.2	1.02	1.18	1.01	1.17
電動機その他 接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-1② 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパ-類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口 チャンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21

## (2) 積算および変更方法

### ①発注者指定方式

当初予定価格から、週休2日達成100%を前提に(1)①により労務費を補正し工事費を積算する。

なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たないものは、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。その際、現場閉所率が21.4%以上であっても、5(1)の補正は考慮しない。

### ②受注者希望方式

週休2日の実施状況を確認後、現場閉所率に応じた補正を行い、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

## (3) 対象工事である旨等の明示

週休2日に取り組む工事の対象とし、週休2日の達成状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

### ①発注者指定方式の場合

本工事は、発注者が完全週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事(発注者指定方式)である。費用の計上にあたっては、「建築工事等における週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領(案)により行う。

### ②受注者希望方式の場合

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日工事(受注者希望方式)である。費用の計上にあたっては、「建築工事等における週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領(案)により行う。(なお、本工事現場で〇〇工事、・・・、△△工事が分離発注されるため、契約後にこれら全ての工事の受注者が合意したうえで実施すること。)

## 6 着手前の確認事項等

週休2日に取り組むにあたり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を作成し、監督職員へ提出する。

②「工事工程表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。

③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

## 7 現場閉所の確認方法等

書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等を、受注者から提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

### (1) 工事実施期間中

#### ① 休假日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね1ヶ月単位(履行報告と同時期等)で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

#### ② 確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候(降雨、降雪等)により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する。降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

#### ③ 天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合はこの限りではない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限にする。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

### (2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

## 8 その他

上記において定めのない事項は、受発注者間の協議により決定する。

平成31年4月1日施行